

洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための更なる事業環境整備について

2025年8月26日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

更なる制度のあり方の検討について

- 本年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画においては、洋上風力発電について、「投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める」とされている。
- これを具体化していくため、昨年度、洋上風力発電の制度を見直して改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に続き、公募占用指針の改訂案について検討を行ってきたところ。洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるため、これまでの見直しに留まらず、公募の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度のあり方を検討していくこととしたい。
- その上で、どのような環境整備が考えられるか御議論いただきたい。

【検討項目の例】

I．脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- ① PPA市場の活性化
- ② 脱炭素電源に対する需要の喚起

II．電源投資に係る事業環境整備

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 事業完遂に資する金融支援

III．その他

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について
2. 第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果
3. 第33・34回洋上WG合同会議（6/24、8/6）の主な御指摘事項
4. 事業者からの重点要望事項について
 - ①海域の占用期間に係る予見性の確保
 - ②長期脱炭素電源オークションへの参加容認
 - ③オフテイカーの再エネ賦課金の減免

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 過去及び将来の事業者選定プロセスに係る公募の信頼性を確保する観点から、公募時点において事業者に与えられていた予見性が担保されることが重要である。その上で、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、以下①～③の点を総合的に勘案し、その可否を判断すべきではないか。その際、透明性のあるプロセスで、丁寧な説明がなされることが重要である。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

- ✓ 当該政策措置が、エネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的等に合致するか、**総合的に国民全体の利益に繋がるか**
- ✓ 当該政策措置が、電源横断的かつ一般的なものである場合、他の電源種を含め、他の再エネ発電事業者との公平性が確保されているか

② 公募における競争の要素に与える影響

- ✓ **供給価格**（国民負担の大きさ）
- ✓ **事業実施能力**（事業実施体制、資金・収支計画、事業スケジュール、発電設備の施工・維持管理・撤去の方法、サプライチェーンの強靱性、事業のリスク分析と対応 等）
- ✓ **地域調整・経済波及効果**（関係行政機関との調整能力、漁業等との協調・共生、国内・県内への経済波及効果）

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- ✓ 選定事業者が、同等以上の計画概要（発電容量、事業スケジュール等）で事業を継続できるか

- なお、当該政策措置の適用及びそれに伴う計画変更により、他の事業者等に影響が生じるおそれがある場合には、政策的観点からの配慮措置の要否を検討することも重要。

(参考) エネルギー政策の方向性

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）

IV. エネルギー政策の基本的視点（S + 3 E）

1. 総論

我が国のエネルギー政策の要諦は、**安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」**にある。

特に、我が国は、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれているといった地理的制約を抱えているため、安全性の確保を大前提に、3つのE（エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性）の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点となる。（中略）

V. 2040年に向けた政策の方向性

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

（2）再生可能エネルギー

① 総論

（中略）今後とも、エネルギー政策の原則であるS + 3 Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、**地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。**

（中略）**FIP制度は、再生可能エネルギーの電力市場への統合の鍵となるものであり、電力システム全体のコスト低減、再生可能エネルギーの出力制御量の抑制等にも寄与することから、制度の更なる活用を進める。**（中略）

③ 風力発電

（中略）投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、**洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める。**（中略）

(参考) エネルギー政策の方向性

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

第一条 この法律は、**海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み**、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、**我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。**

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について
- 2. 第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果**
3. 第33・34回洋上WG合同会議（6/24、8/6）の主な御指摘事項
4. 事業者からの重点要望事項について
 - ①海域の占用期間に係る予見性の確保
 - ②長期脱炭素電源オークションへの参加容認
 - ③オフテイカーの再エネ賦課金の減免

第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果①

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
公募制度	9	・価格調整スキームの見直し（為替変動に応じた調整、コスト指標の見直し、選定済み案件への適用時の起算点を公募開始時に設定、価格調整スキーム導入に伴い下げることとされた供給上限額決定時のIRR水準の維持、ゼロプレミアム案件への絶対値でのプレミアム支給、運転維持費への価格調整スキーム適用）（6社） ・価格評価点の見直し（最低制限価格の導入、ゼロプレミアム/準ゼロプレミアムでなければ勝てない設定の見直し、適切なプレミアムが得られるような制度設計、FIT制度の再導入）（4社） ・配点の見直し（PQ（事前資格審査制度）の導入、価格評価点よりも事業の実施可能性に関する評価（実績やリスク評価、収入の確実性等）を重点化）（2社） ・計画の柔軟性の確保（応札時点の風車機種決定の必要性の見直し、設備容量・運開時期・地域貢献等の主要な計画が維持される限りにおける事業者選定後の計画変更の許容）（2社） ・2段階方式の導入 ・海域特性を考慮した迅速性評価の設定 ・遅延した際のFIP期間の短縮適用を保証金全額没収後に限定
PPA促進 再エネ価値の向上	9	・オフテイク支援（2社） ・オフテイクの再エネ賦課金の減免・免除（基準価格が一定額以下の事業からのオフテイクを対象を限定、新規再エネ電源から調達する電力量に応じた再エネ賦課金の免除）（2社） ・オフテイクの税制優遇（2社） ・CPPA価格と市場価格との乖離を是正する支援 ・非化石価値取引市場における上限価格の撤廃と下限価格の引き上げ ・洋上風力の電気の付加価値が高く維持できる政策の実施
海域占用許可の 延長	7	・運用指針の見直し ・原則更新を許容 ・40年間への延長 ・FIP期間（発電側課金対象外）も併せて延長
長期脱炭素電源 オークション	5	・参加容認（5社） ・募集枠の見直し（「再エネ（風力・太陽光・地熱・水力（流込式））」の導入等）（2社） ・調整係数の見直し（洋上風力の設備利用率を踏まえた調整係数の設定等）（2社） ・上限価格の見直し（2社） ・設備利用率（リクワイアメント）の見直し

第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果②

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
港湾	5	・利用料の減免・免除（整備費用部分の公費負担割合の増加等）（4社） ・港湾利用の環境整備
固定資産税の減免	3	・令和7年度までの時限措置の延長についての早期公表 ・軽減税率の適用期間の延長（現行3年間を10～20年間） ・加速償却
供給上限額	3	・NEDOの収益モデルの客観的な評価および改善 ・実際のコスト、事業費高騰を反映した見直し（2社）
FIP制度	2	・バランシングコスト交付（2029年以降の額の早期公表、交付期間の延長）（2社） ・発電側課金免除の継続（2社）
GX推進機構	2	・債務保証の要件の拡大 ・債務保証料率の低減
その他	いずれも1社	・需給調整市場の参加の許容 ・系統利用の確実性の向上 ・セントラル方式におけるJOGMEC採取データの効率的な認証への利用 ・ウィンドファーム認証プロセスの改善 ・船籍要件の改善 ・試運転電力売電の容認 ・風車撤去費用に係る現金積立時点での損金算入

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について
2. 第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果
- 3. 第33・34回洋上WG合同会議（6/24、8/6）の主な御指摘事項**
4. 事業者からの重点要望事項について
 - ①海域の占用期間に係る予見性の確保
 - ②長期脱炭素電源オークションへの参加容認
 - ③オフテイカーの再エネ賦課金の減免

第33・34回洋上WG合同会議（6/24、8/6）の主な御指摘事項

①海域の占用期間に係る予見性の確保

- 占用期間の延長は、プロジェクトファイナンスによるローンの返済においてキャッシュフローが改善する点と、より幅広い投資家によるエクイティでの参入が期待でき、資金の早期回収が可能となる点の両方の観点から有益。
- 風車の耐用年数が延びており、稼働可能期間の分析技術も向上しているところ、稼働可能な発電設備を有効活用することは合理的。環境面においても稼働実績がある風車を使用の方が優れていると思料。
- 海域の占用期間に関わる予見性の確保について、条件を満足できれば10年間確実に延長できる環境の整備を期待。
- 海域の占用期間について、ベースケースとして、原則更新されるだろうということにならないと事業性の向上につながらないのではないかと思う。「②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと」の基準以外についても、幅広く予見可能性を高めていただきたい。
- 海域の占用期間については、何度も何度も大量に投資していくのではなく、できるだけ最適な予見可能な環境の中で長寿命化への投資を行うことで、ひいては国民負担を減少させる方向に持っていくことができればよい。
- 発電開始時点から風車にセンサーを設置するなどモニタリングの体制を確保しておくことが重要。ただし、モニタリング技術は開発中であり、今後の技術の熟度によって、占用期間の延長時にまとめて調査する方法もあり得る。稼働可能期間の見極め方法は事業者の判断によるところ、柔軟に対応できる仕組みになると良い。また、設備の状況により、残りの稼働年数を事業者が適切に評価した上で、最大延長期間の範囲内で事業者が柔軟に占用期間を申請できるようになると良い。
- 港湾や海域は海運業界その他海洋関係の業界の皆さんも利用しており、丁寧な議論を進めていただければと思う。
- 占用許可は行政庁の裁量によるものであり、従来の運用指針の書き方は極めて理にかなっているが、ファイナンスの観点から緩和していくという方向性はある。ただし、現行の法制度の下では占用期間は30年が原則であり、無条件に更新を認めるのは法の趣旨に反するから、国が一定の裁量的判断を持つということは不可欠な要素ではないか。

第34回洋上WG合同会議（8/6）の主な御指摘事項

②長期脱炭素電源オークションへの参加容認

- 入札の参加の適合条件であるとか、洋上風力に割り当てられている容量の制限もある上、政策目的も含め、相応に大きな変更が必要であると理解している。
- 過去ラウンドの事業者は国民負担ゼロということで選定されたため、国民負担の観点も踏まえると、将来的な制度としてはともかく、過去ラウンドの事業者に適用するのは難しいという印象を持った。
- 現在すでに動いている案件に適用させるのは難しいと理解した。

③オフテイカーの再エネ賦課金の減免

- 法改正を含めたマターと認識。長期脱炭素電源オークションと併せ、制度変更による長期的な厚生の損失や非効率を生まない制度設計の観点から、今後慎重に対応を検討いただきたい。
- 法改正含めて短期的な対応は難しいと思う。支援策については、過去ラウンドの事業は現在も動いていることから、早めに議論を進めて結論を出すべき。

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について
2. 第32回洋上WG合同会議（6/3）の事業者ヒアリング結果
3. 第33・34回洋上WG合同会議（6/24、8/6）の主な御指摘事項
4. **事業者からの重点要望事項について**
 - ① **海域の占用期間に係る予見性の確保**
 - ② **長期脱炭素電源オークションへの参加容認**
 - ③ **オフテイカーの再エネ賦課金の減免**

運用指針の改訂案

一般海域における占用公募制度の運用指針

【改訂案】

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、**本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、当該**占用許可の更新が認められることを**原則とする。**

(中略)

第4章1. (1) 2)

なお、第 2 章 2.(1) 2) に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第 10条第 1 項に基づく占用許可の更新が認められることを**原則とする。**選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

【現行】（令和4年10月改訂以降）

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。

ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

(中略)

第4章1. (1) 2)

なお、第 2 章 2.(1) 2) に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第 10条第 1 項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

現行の運用指針における基本的考え方

令和3年2月17日第7回合同会議【資料1】より抜粋

促進区域内の占用許可の更新に関する考え方について

- 選定事業者は、再エネ海域利用法第10条に基づき、最大30年の占用許可を受けることが可能とされている。
- 他方、「再生可能エネルギー等に関する規制改革要望」の中で、政府に対して以下の要望が寄せられている。
 - ・「現状の（最大の占用期間）30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。」
 - ・「近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり（略）開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。」
- 約30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であるため、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難である。しかしながら、可能な限り事業者の予見性を高める観点より、現時点で提示できる「占用許可の更新に関する基本的考え方」として、以下の通りとしてはどうか。

占用許可の更新にかかる基本的考え方：

- ・原則として、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することとすべきである。
- ・ただし、占用許可の更新は、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、認められることがあり得る。
- ・なお、上記判断は、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって行うこととする。

①に該当する要件（現時点での考え方）

- 当該区域を当該時点においても引き続き促進区域として指定する（し続ける）ことが、促進区域指定の要件と照らして妥当であること

②に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること

③に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可の審査基準に適合していること
（関係漁業者の了解を得ていること、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと、洋上風力発電設備が適切に維持管理されていて、引き続き要求性能を満足していること 等）

(参考) 促進区域の指定基準と占用許可審査基準

- 促進区域の指定基準は再エネ海域利用法において定められている。
- 占用許可審査基準については、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築、海底の掘削、廃物の投棄等にあたって、すべからく適用されるものである。

促進区域の指定基準

再エネ海域利用法

第8条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港及び漁場の整備等に関する法律(中略)の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法(中略)に規定する港湾区域、(中略)都道府県知事が公告した水域、海岸法(中略)の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(中略)に規定する低潮線保全区域又は(中略)公告した水域と重複しないこと。

占用許可審査基準

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等許可規則 (地方整備局規則)

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占用許可申請書(第1号様式)、(中略)の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

(1) 法第17条第2項に基づき公示した海域の占用

- ① 法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(2) (1) 以外の場合における促進区域内海域の占用

- ① 占用の目的が適正であること
- ② 占用の期間が適正であること
- ③ 占用の場所が適正であること
- ④ 占用の方法が適正であること
- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(3) 土砂の採取(略) (4) 施設又は工作物の新設又は改築(略)

(5) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為(略)

(6) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄(略)

(参考) 参照条文

- 認定公募占用計画の有効認定期間が終了した後、選定事業者が占用許可を更新し、事業を継続する場合、許可が認められる占用期間は最大10年となる。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第十条 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 促進区域内海域の占用

二 土砂の採取

三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 国土交通大臣は、前項の行為が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

3 （略）

4 第一項の許可に係る同項第一号の促進区域内海域の占用の期間は、三十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

5 （略）

6 （略）

7 （略）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）（抄）

（占用の期間）

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

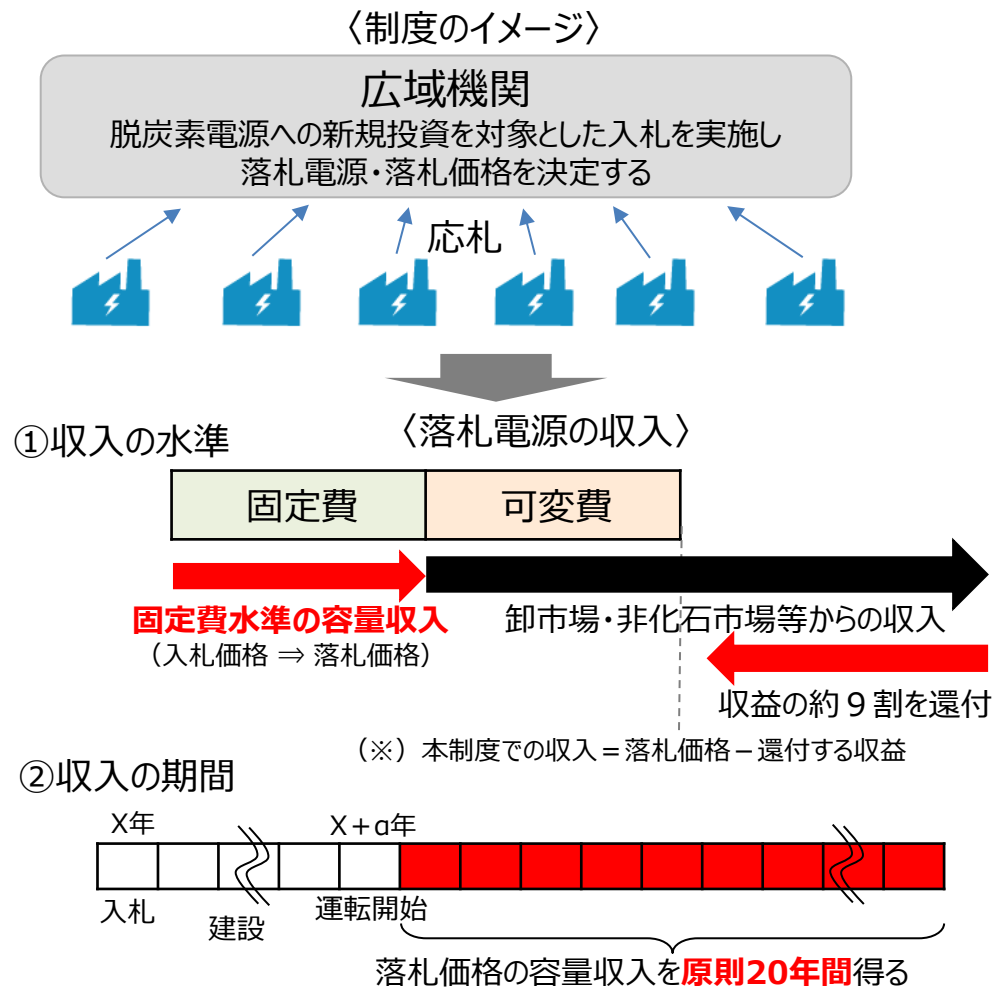
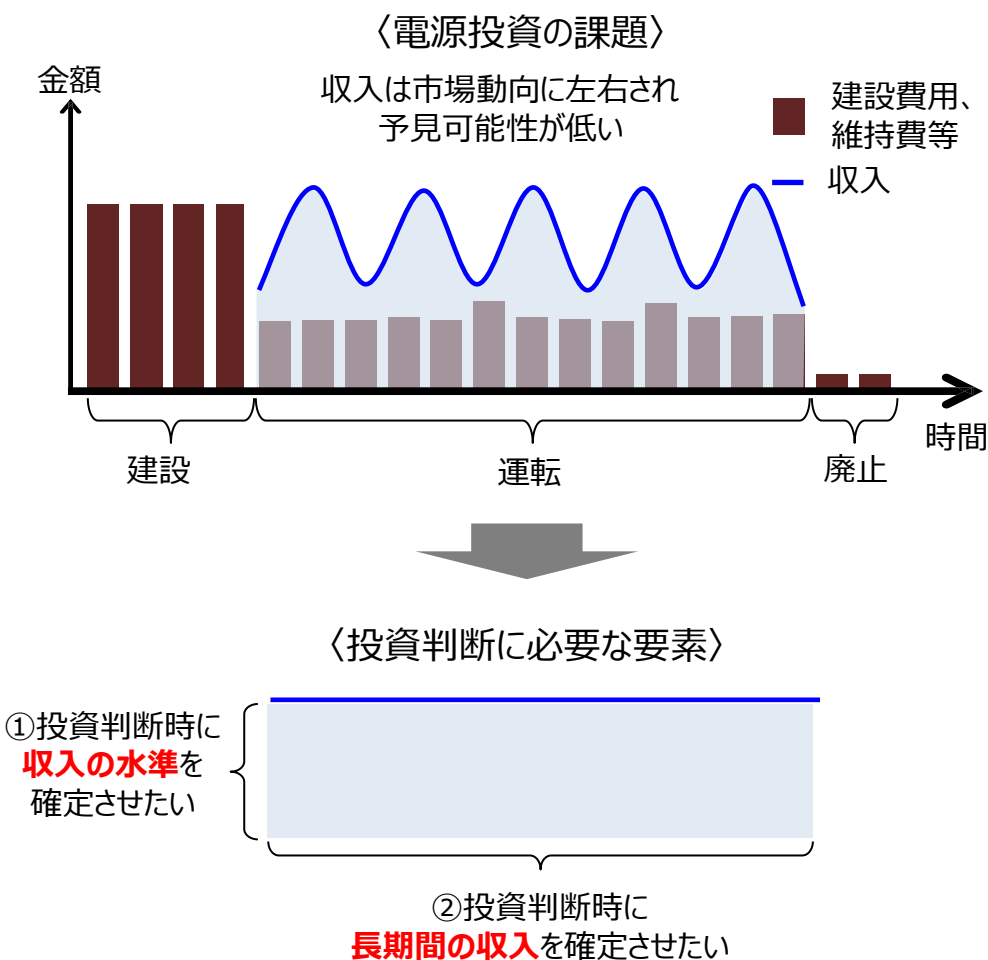
一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用 五年

二 法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用 三十年

三 前二号に掲げるもの以外の占用 十年

長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始**。なお、FIT/FIP制度を適用する電源は参加対象とならない。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



(参考) 長期脱炭素電源オークションの競争の方式

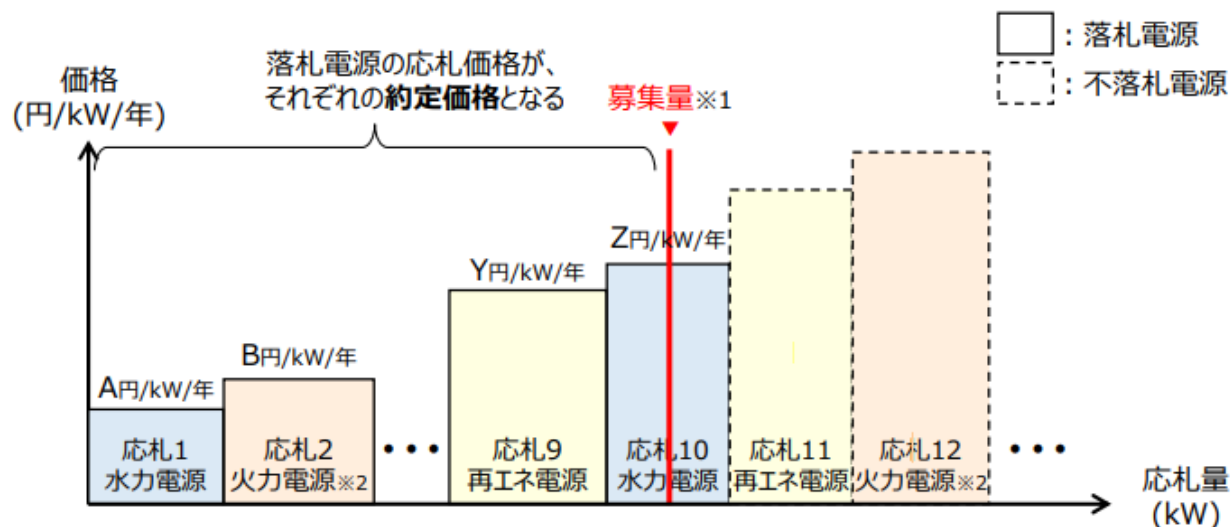
電力広域的運営推進機関 制度概要説明会
資料（2025年7月28日）より抜粋

2-2 長期脱炭素電源オークションの方式

14

- 本オークションでは発電事業者等による電源の応札に対し、マルチプライス方式で落札されます。
 - 発電事業者等は、応札単位で応札容量と応札価格（円/kW/年）を決めて、オークションに応札します。
- 応札後、原則、電源種混合で応札価格の低い順に電源が落札され、募集量を満たす電源までが落札電源となります。マルチプライス方式では、落札電源の応札価格が約定価格となります。

【マルチプライス方式における約定イメージ】



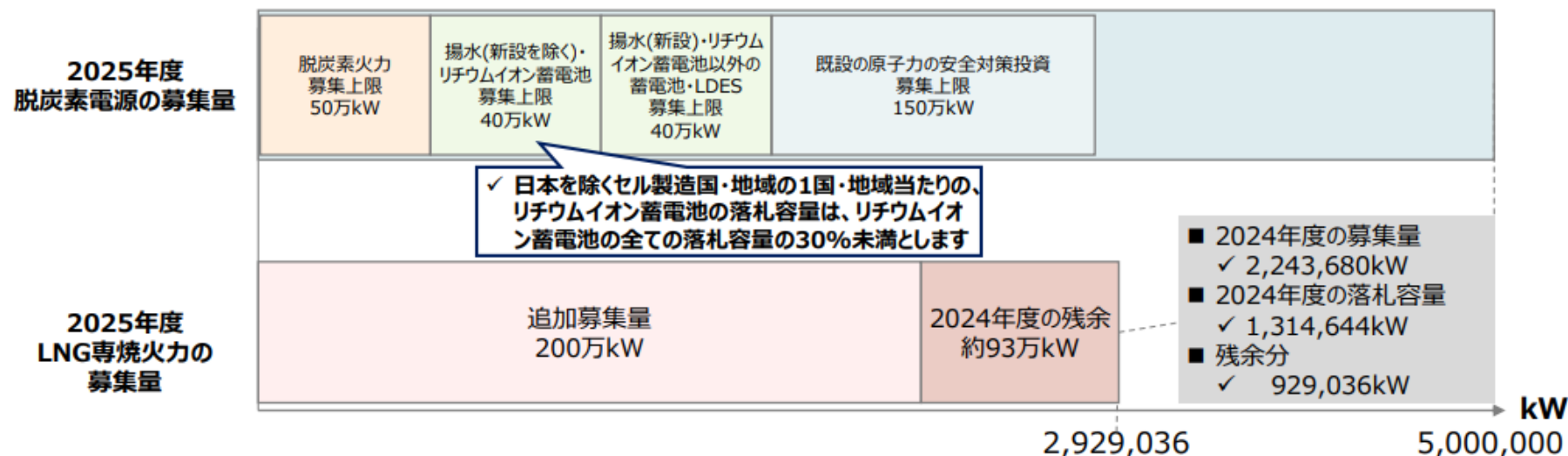
(参考) 長期脱炭素電源オークションの募集量と募集上限

電力広域的運営推進機関 制度概要説明会
資料（2025年7月28日）より抜粋

3-3 募集量

22

- 本オークション(応札年度：2025年度)における 脱炭素電源の募集量は500万kW^{※1}になります。脱炭素電源の募集量500万kW^{※1}のうち、脱炭素火力は50万kW^{※1※2}、揚水式水力(新設を除く)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)は合計で40万kW^{※1※3}、揚水式水力(新設に限る)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW^{※1※3}、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kW^{※1}を募集量の上限とします。
- 日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の全ての落札容量の30%未満とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は2,929,036kW^{※1}になります。



※1 応札容量ベース

※2 脱炭素火力は新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、募集上限は新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計。また、募集上限を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません

※3 募集上限を超えて落札される場合は「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定

②長期脱炭素電源オークションへの参加容認

(参考) 長期脱炭素電源オークションの2025年度入札の上限価格について

第104回制度検討作業部会（2025年6月23日）資料3より抜粋（赤字追加）

<上限価格> 論点① 第3回入札の各電源種の上限価格

- 本年2月の発電コスト検証の数値等を用いて改めて計算を行った結果、以下のとおり。

(円/kw/年)

		上限価格
新設・リプレイス等※1	太陽光	93,712～200,000
	陸上風力	89,178～197,120
	洋上風力	180,655～200,000
	一般水力	新設 118,812
		リプレイス 54,974
	LDES	116,393
	揚水	新設
		リプレイス等 76,205～80,657
	蓄電池	
	地熱	新設 126,236
		全設備更新型 97,104
		地下設備流用型 58,262
	バイオマス	100,000
	原子力（既設原発の安全対策投資を含む）	135,602
	水素混焼（10%以上）	134,414（89,424※2）
	水素専焼	795,735（345,825※2）
	アンモニア専焼	303,129（102,583※2）
既設火力の改修	LNG	55,242
	水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	762,865（312,955※2）
	アンモニア20%以上の混焼又は専焼にするための改修	378,807（79,243※2）
	既設石炭火力を20%以上のCCS付きにするための改修	343,799
	既設LNG火力を20%以上のCCS付きにするための改修	137,939
	バイオマス専焼にするための改修	100,000

※1「等」には、「既設揚水の大規模改修案件（オーバーホールを行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの）」と「既設原発の安全対策投資」が含まれる。

※2 水素・アンモニアは、価格差に着目した支援制度の適用を希望する案件は、可変費を除いた部分の上限価格も設定。

※ 脱炭素火力（水素、アンモニア、CCS）を除き、閾値の20万円/kW/年を超える場合は20万円/kW/年。

※ アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレイス、合成メタンを燃料とする発電所は、応札が想定されないことや、上限価格を設定することが困難（アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレイスは、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されていない。）であること、合成メタンに必要なコスト（投資金額等）、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等の検討が改めて必要であることを踏まえ、第3回入札では対象外。

②長期脱炭素電源オークションへの参加容認

(参考) 長期脱炭素電源オークションの2025年度入札の上限価格について

第104回制度検討作業部会（2025年6月23日）資料3より抜粋（赤枠追加）

<上限価格> 論点① 第3回入札の各電源種の上限価格

- 調整係数が考慮される電源種のエリア毎の上限価格は以下のとおり。

(円/kW/年)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
太陽光	200,000	148,473	155,835	129,438	93,712	129,242	119,163	101,037	200,000
陸上風力	133,240	109,334	129,124	112,962	159,556	105,301	152,755	89,178	197,120
洋上風力	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	180,655	200,000
揚水（リブレース） ・蓄電池	77,033	76,205	80,657	77,218	76,634	77,041	76,284	76,278	78,656

※LDESと蓄電池は、揚水と同じ調整係数を適用。

※揚水の調整係数は、エリア毎の運転継続時間6時間の調整係数を適用。

※上限価格の算定に利用した調整係数は、以下のとおり。（2025年度供給計画で用いる調整係数の第10年度（2034年度）の「(参考)年間値」を適用）

※揚水の新設のモデルプラントの平均運転継続時間は9.3時間であり、運転継続時間9時間の調整係数は100%（2034年度）であるため、揚水の新設の上限価格の設定において、調整係数は考慮しない。

(%)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
太陽光	4.5	9.3	8.8	10.7	14.7	10.7	11.6	13.6	4.0
陸上風力・洋上風力	23.0	28.0	23.7	27.1	19.2	29.0	20.0	34.3	15.5
揚水（リブレース） ・蓄電池	94.0	95.0	89.8	93.8	94.5	94.0	94.9	94.9	92.0

再エネ賦課金の減免制度の概要

- FIT/FIP制度の支援に伴って生じる費用は、電気の利用者に再エネ賦課金という形でご負担いただいているが、一定の要件を満たす電力多消費事業者については、2012年度のFIT制度開始以降、国際競争力の維持・強化の観点から、経済産業大臣の認定を受けることにより、例外的に再エネ賦課金が減免となる。

【減免に係る認定要件（①～④を全て満たすことが必要）】

① 電気の使用に係る原単位（電気使用量（kWh）÷売上高（千円））が5.2を超える事業を行う者

〈算定の根拠〉

製造業：製造業平均の原単位（0.65）*の8倍

非製造業：非製造業平均の原単位（0.38）の520/38倍

*2025年度適用分の減免申請における原単位平均。毎年度、その時点での最新の統計データに基づき算出。

② 申請事業所の電気使用量が100万kWh/年を超えること

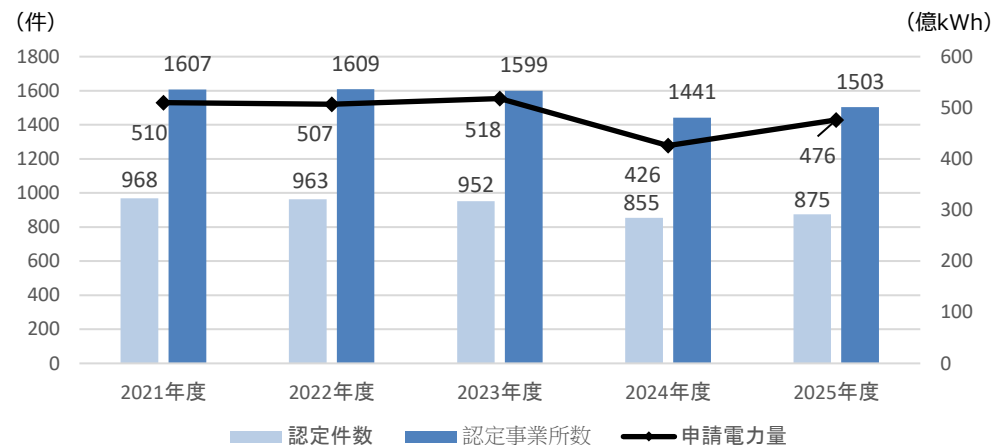
③ 申請事業の電気使用量が申請事業所の電気の使用量の過半を占めること

④ 省エネ努力（電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組）を行う者

- ・過去5事業年度分の電気の使用に係る原単위를年1%以上低減
- ・原単位改善のための取組に関する状況を公表

※（A）過去5年間の省エネ投資の実績がある事業者、
（B）将来3年間の省エネ投資計画の策定を行う事業者等
について、救済措置あり。ただしBの救済は2025年度申請より廃止。

【減免制度の認定件数等の推移】



※認定事業所数1503件（2025年度）は、我が国の全民営事業所数の約0.03%。
認定申請にかかる電力量476億kWh（2025年度）は、国内総需要の約6%。

2025年度の業種別認定件数（上位10業種）	件数
化学工業	93
鉄鋼業※鋳物含む	91
倉庫業	88
水道業	79
繊維工業	75
金属製品製造業	70
農業	48
プラスチック製品製造業	42
熱供給業	36
窯業・土石製品製造業	35

(参考) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (抄)

(賦課金に係る特例)

第三十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者であって、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

一 小売電気事業者等が供給した当該事業所の当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合

4 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該事業所の名称及び所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

※なお、この規定は、再エネ特措法制定時（2011年）の国会審議において、当時の民主党、自由民主党及び公明党の3派共同提案による修正で追加されたもの。

(参考) GX推進機構による金融支援について

G X 推進機構について

- G X 推進機構は、G X 推進法に基づき、株式会社形態ではない認可法人として、産金学官が連携して、設立。
- 2024年7月にG X 推進機構が出資・債務保証の金融支援業務を開始して以降、民間企業・金融機関から75件を超える相談が寄せられており、現在、民間企業と金融機関との検討のサポートを行うなど、案件の組成や具体化に向けた支援活動を実施中。
- また、G X の内外の政策・ビジネス動向に関する調査業務や、個別業界・企業との関係を含む産官学の連携などG X GX推進の「ハブ」として機能も担う。

< 法人概要 >

- ① 設立根拠：G X 推進法に基づき設立される認可法人
- ② 業務開始：2024年7月1日
- ③ 体制：約40名
(理事長1名・COO（専務理事）1名・理事4名、
監事1名、運営委員7名、職員40名程度)
※順次業務を追加し、最終的には100名規模
- ④ 業務：
設立当初 金融支援業務（債務保証、出資）
26年～ CP 関連業務を追加
28年～ 化石燃料賦課金の徴収
33年～ 有償オークションの実施
+ 特定事業者負担金の徴収
※GX推進のため、企業連携の取組や調査・研究等も、あわせて実施。

< 債務保証・出資の対象となる類型 >

債務保証	【類型1】G X 新技術を用いたGXに資する事業 保証割合：80%～95%
	【類型2】類型1以外のG X に資する事業 保証割合：50%～80%
	【類型3】トランジション・ファイナンスにより資金調達する企業 保証割合：50%～90%
出資	【類型1】債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者 例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件
	【類型2】国内のG X に資する事業活動を行う者に対して投資するファンド 例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド
	【類型3】G X 技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業 例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）

【参考】国がGX推進機構に示す「支援基準」

- GX推進法第57条第1項に基づき、GX推進機構が金融支援業務（債務保証、出資及び社債の引受け）を実施し支援案件を決定する際に、GX推進機構が従うべき基準として国が定めるもの。
- GX推進機構が実施する金融支援業務は、GX新技術の社会実装を行う際に、技術・完工・需要リスク等があり不確実性が強い場合に、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完することが基本。

支援基準の主な内容

■ 金融支援に当たって機構が従うべき基準

※以下の項目をいずれも満たす案件を支援。

（1）政府の方針との整合性

- ・ GX推進戦略やクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等の政府方針に整合する活動

（2）GXに資する技術の社会実装又は事業の推進

- ・ 我が国企業が保有する新技術など、GX技術の社会実装又はこれを活用した事業

（3）民間で取り切れないリスクの補完

- ・ 民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、その補完が必要であること

（4）支援対象となる事業活動の持続可能性その他の総合判断

- ・ 支援対象の持続可能性のみならず、GX政策への貢献、民間金融への呼び水効果、トランジションファイナンス、ブレンデッド・ファイナンス等の新たな金融手法への進展への寄与、良質な雇用をもたらす効果等を総合的に勘案し、金融支援が必要とされること

（5）適切な経営・推進体制の確保

- ・ 支援事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制の構築及び経営陣のコミットメントがあること

■ 金融支援全般について機構が努めるべき事項

（1）金融支援の基本的な考え方

- ・ 民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことでGX推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかり取ることを旨として、金融支援を行うこと 等

（2）金融支援を推進する体制の確保

- ・ 積極的な案件発掘、外部有識者の意見の聴取、専門人材等の確保 等

（3）政府全体の政策との連携

- ・ GX政策をはじめとする政府全体の施策との連携

（4）GXの推進に向けた人材の育成

- ・ 民間との積極的な人材交流やGX推進に関する学びの場の提供 等

（5）ステークホルダーとの連携

- ・ 多様なステークホルダーとの協働や他の政府機関との連携

（6）情報開示

- ・ 情報開示を通じた運用の透明性の確保 等